

監 査 報 告 書

2020年6月22日

京都精華大学同窓会「木野会」

理 事 会 御 中

評 議 員 会 御 中

京都精華大学同窓会「木野会」

監事 松井 雅



このたび、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第99条、第100条、第101条、第102条、第103条に準じ、及び木野会定款第22条第6項に基づき、公正、妥当と認められる方法により京都精華大学同窓会「木野会」の2019年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査いたしました。その結果について下記のとおり報告いたします。

記

1. 監査の方法の概要

理事会議事録等の重要な書類を閲覧し、また理事から説明を受け、業務の状況および計算書類について確認しました。

2. 監査の結果

- (1) 京都精華大学同窓会「木野会」の業務に関する決定及び執行は適切になされており、不正の行為又は法令及び諸規程等に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 会計監査人の監査を受けた2019年度決算資料は、収支及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令及び定款等諸規定に違反する重大な事実は認められません。

以上

参考 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（抜粋）

（監事の権限）

第九十九条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は監事設置一般社団法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、監事設置一般社団法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

（理事への報告義務）

第一百条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会）に報告しなければならない。

（理事会への出席義務等）

第一百一条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事（第九十三条第一項ただし書に規定する場合にあっては、招集権者）に対し、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

（社員総会に対する報告義務）

第一百二条 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告しなければならない。

（監事による理事の行為の差止め）

第一百三条 監事は、理事が監事設置一般社団法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該監事設置一般社団法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。